

丹波市議会の請求に基づく監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第98条第2項の規定による丹波市議会の請求に基づく監査

第2 監査の対象

- (1) ふるさと丹波市定住促進事業に係るふるさと丹波市定住促進会議との業務委託について
- (2) ふるさと丹波市定住促進会議の事務における公費（人件費含む）の支出について

第3 監査の期間

平成28年3月29日から平成28年5月26日まで

第4 監査の方法

監査の方法は、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、建設部住まいづくり課から監査に必要な関係資料の提出を求め、建設部住まいづくり課職員に対し聞き取り調査を行い、関係書類の内容確認及び照合等による監査を行った。

第5 監査の着眼点

- (1) ふるさと丹波市定住促進事業に係るふるさと丹波市定住促進会議との業務委託について

本業務は特命随意契約になっており、その手続き（委託金額の根拠、起工伺から業務完了報告書、成果物、検査調書までの一連の書類）が財務規則上適切に行われたか等を主眼とした。

また、監査の対象とする年度については、平成26年度（地域協働課）、平成27年度（住まいづくり課）とした。

なお、監査委員が監査できるのは、当該地方公共団体の事務の執行に限られる。特定の業務や事務を私人に委託した場合、委託することで当該地方公共団体の事務でなくなるため、委託を受けた私人の事務そのものは、監査の対象とならない。

したがって、監査としては、このふるさと丹波市定住促進会議への業務委託に係る事務処理が適切に行われたかについて、住まいづくり課の事務処理手続きの監査を行った。

(2) ふるさと丹波市定住促進会議の事務における公費（人件費含む）の支出について

委託金を受けて事業等を行っているこの団体の事務局が、住まいづくり課内に設置されている。この団体の設置に係る経緯、目的等を確認し、団体の事務に職員が従事することが適切か等を主眼とした。

第6 監査の結果

1 事実の確認

平成28年3月29日付け丹監第76号で丹波市長に対し、監査の実施を通知し、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、建設部住まいづくり課から監査に必要な関係資料の提出を求め、同調査資料により平成28年4月22日及び5月10日に建設部住まいづくり課職員に対し聞き取り調査を行った。

2 監査の意見

(1) ふるさと丹波市定住促進事業に係るふるさと丹波市定住促進会議との業務委託について

本業務は、丹波市が設立したふるさと丹波市定住促進会議に特命随意契約により契約締結されている。

しかし、業務委託に係る関係書類について、未整備のものも多く見受けられた。

契約書については、独自の様式を使用されているが、本業務委託は「委任」という担当課の判断により収入印紙の貼付はなく、また、契約保証金についての記載もなかった。

さらに、契約の履行に係る検査については、丹波市財務規則第102条に基づく検査調書を作成されており、検査職員は住まいづくり課長、立会者も住まいづくり課職員2名となっている。

しかし、検査に関係した住まいづくり課長以下3名の職員は、ふるさと丹波市定住促進会議委員名簿において、事務局として位置付けられている。このような体制で業務委託契約の内容（結果）の審査を行っている。

以上のように本業務委託には、契約締結までの事務手続上の不備が多く見受けられたので、「随意契約の手引き（丹波市入札検査部）」やその他関係法令に沿った適切な事務処理に努められたい。また、監査委員としては、本業務委託は業務

完了後に実績報告書等の成果を求めており「請負」と判断するので、契約書の収入印紙貼付について、関係機関に確認されたい。

そして、業務完了に伴う検査体制については、公正性の確保の点から検討されたい。

(2) ふるさと丹波市定住促進会議の事務における公費（人件費含む）の支出について

この団体は、地域資源並びに地域資産を利用した移住・交流事業を官民協働で進めることにより若者の定住促進を図り、地域社会の活性化に資することを目的に市が関与して設立されたものである。行政需要が多様化する中で、定住化促進対策に係る様々な提案及び事業の円滑な推進のため補完的な役割を果たしている。

したがって、当該団体については、その経緯、目的等からみて公共性を有すると判断することが妥当と思われることから、当該団体に関わる事務従事が、直ちに職務に専念する義務に違反しているとは判断できないと考える。

最後に、

議会より提出された監査請求には、業務委託のあり方、任意の団体への職員の事務従事について、市の対応がどのように改善されるのかという観点がある背景にある。

今後、新たに業務委託を実施しようとする場合は、委託の妥当性、効率性、効果を十分検証したうえで、市民に対する説明責任を果たしながら、「随意契約の手引き（丹波市入札検査部）」や関係法令等を遵守し、適切な契約手続きを執られたい。

また、サービス上の手続きについて、行政の様々な分野で官民協働が推進されていくことが予測される。現行の体制で事業を実施していくのであれば、任意の団体の事務について、あくまで「市がなすべき職務」であるという根拠を明確化し、こうした事務に従事する際の統一した基準や事務手続きの整備を行い、市の姿勢を示していく必要があると考える。